

実績評価書

(厚生労働省26(V-3-1))

施策目標名	技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1)							
施策の概要	本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づく第9次職業能力開発基本計画(計画期間:平成23年度~27年度)において、</p> <p>・「労働者の技能を向上させ、我が国産業の基盤を確かなものとするために、技能者の処遇面を含めた社会的評価の向上を図るとともに、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要である。」</p> <p>・「若年者の技能離れが見られる中、技能の振興や技能労働者の地位の向上を図るには、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検勧奨に加え、技能五輪全国大会等各種技能競技大会の実施や技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発を図ることが必要である。」とされている。</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755	4,125,528	4,097,058
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
		合計(a+b+c)	714,471	623,817	4,074,978	4,122,755	4,125,528	4,097,058
	執行額(千円、d)	690,599	609,376	3,739,829	3,715,806			
執行率(%、d/(a+b+c))	96.7%	97.7%	91.8%	90.1%				
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 3級技能検定の受検者数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		3級技能検定は、主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定の受検者数により若年者へ技能の振興が効果的・効率的に行われているか把握できるため指標として選定し、前年度実績以上とすることを目標値とした。									
		基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度			
		239,461人	288,614人	295,856人	253,067人	239,461人	226,019人(速報値)	前年度実績以上		(△)	
	年度ごとの目標値	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上	前年度実績以上				
	指標2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		技能五輪全国大会の若年来場者のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った者の割合により、本施策が将来を担う若年者に対し技能への関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させることができているか把握できるため指標として選定し、若年者の技能離れが見られる中、来場者の大半に関心を持ってもらうため80%を目標値として設定した。									
		基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度			
89%		90%	91%	77%	89%	96%	80%	○	○		
年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	80%					
指標3 ものづくりマスターの認定者数(累計値)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	ものづくりマスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若年技能者に対して技能競技大会の競技課題等を用いた実技指導等を行う制度であり、ものづくりマスターの認定者数により、効果的な技能の向上及び後継者の育成等を行う基盤ができているか把握できるため指標として選定し、前年度実績等を踏まえ4,500人を目標値として設定した。										
	基準値	実績値						目標値	主要な指標	達成	
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度				
	3,116人	-	-	-	3,116人	5,564人	4,500人	○	○		
年度ごとの目標値	-	-	-	1,400人	4,500人						

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③	
	総合判定	(判定結果) A	
		(判定理由)	指標1の「3級技能検定の受検者数」は、若年労働者の減少などの構造的要因に加え、受検者数の割合が高いファイナンシャル・プランニング職種等の受検者数が大幅に減少したことにより目標値を達成することができなかったが、ものづくり職種(ものづくりマイスターの認定職種)に限ると受検者数は前年度を上回っており、技能継承・技能振興という観点から実質的には目標を達成していると考えられる。 また、指標2及び指標3については目標値を上回っており、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されていると考えられる。 以上から、目標を達成していると判定した。
		施策の分析	(有効性の評価) 主要な指標である指標2については、経年的に目標値をほぼ達成しており、26年度実績は96%となっている。技能五輪全国大会は全国から集まった高い技能を有する若者がその技を競うものであり、その姿を実際に目に見ることが見学者に与える影響は大きいと考えられ、本施策は若年者に技能の素晴らしさ、重要性を伝えるために有効であったと評価できる。 また、主要な指標である指標3についても、目標値を大きく上回っている。これは、技能継承に対する危機感などを背景にした産業界や技能者のニーズに的確に対応したことが、技能を伝える者の着実な認定につながったものと考えられ、本施策の実施は有効に機能していると評価できる。 指標1については目標値に届かなかったが、ものづくり職種においては受検者数が前年度実績を上回っており、上述の施策により技能に対する若者の意欲が高まったと考えられ、技能継承・技能振興という観点から有効に機能していると考えられる。 (効率性の評価) 指標2については、予算額は概ね横ばいながらも着実に目標値を達成していることから、効率的な事業運営が行われていると評価できる。また、指標3に係る事業の予算額はわずかに増加しているものの、ものづくりマイスターの認定数が目標を大きく上回る結果となっており、予算の増加幅に比して大きな実績となっていると考えられることから、本施策は効率的に実施されていると評価できる。 指標1については目標値に届かなかったが、若年労働者が減少する中、ものづくり職種に限定すれば受検者数が増加しており、効率的な事業運営が行われていると評価できる。 (現状分析) 技能継承・振興の観点から、技能に対する若者の意欲及び技能を教える者の存在の両方が必要である。指標2、指標3とも有効性・効率性の点から問題なく、相乗効果のある施策と評価でき、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 指標1の「技能検定受検者数」については目標値を下回っているが、その要因としては、若年労働者の減少といった構造的要因に加え、ファイナンシャル・プランニング職種等の受検者数が大幅に減少していることも要因として挙げられる。
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 現行の指標1では、受検者数の割合が高いファイナンシャル・プランニング職種等が実績に大きく影響を与えており、技能継承が課題とされている製造・建設系職種の技能継承・振興施策の効果を適切に測る上で支障が生じているため、測定指標の見直しを行い、指標1の技能検定受検者数の職種については、製造・建設系職種(ものづくりマイスターの認定職種(製造、建設技能112職種(機械加工(旋盤等)、機械組立、建築大工、造園等)))に限定することとしたい。 なお、技能検定については、ものづくりマイスターの認定職種112職種と比べて3級設定のない職種が多くあることから、今後若者の技能への関心を高める観点からも、当該職種における3級の新設等の見直しの取組みを進めていきたい。 (予算要求について) 以下の□で困んだ方向で検討します。 増額 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input checked="" type="checkbox"/> シーリングによる減額 <input type="checkbox"/> 見直しによる減額 <input type="checkbox"/> (税制改正要望について) — (機構・定員について) —		

学識経験を有する者の知見の活用	第4回政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成27年7月8日開催)においてご議論いただいたところ、直ちに評価書の修正につながる指摘はありませんでしたが、「指標1及び指標2の目標値の設定」「技能五輪全国大会へ来場しない若者に関心を持ってもらう観点からの指標設定」「ものづくりマイスターの活用の観点からの指標設定」「職業能力の取得について、意欲だけでなく実際に習得につながった者を測る指標設定」についての御指摘をいただきました。これらの御指摘については、指標化が可能かも含め、平成28年度の指標への反映を検討してまいります。
-----------------	--

参考・関連資料等	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2014/h25_5-3-1_saisyu.html
----------	--

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力評価課長 宮本 悦子	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------	--------	-----------------	----------	---------